

令和5年5月2日

保護者 様

香取市教育委員会

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本市の教育活動及び感染症対策に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が、感染症法上で第5類の位置づけになることに伴い、文部科学省及び県教育委員会から基本的な取扱い等の通知が示されました。香取市内学校では、本通知を踏まえた感染症対策と子供の健やかな学びを保障することの両立を図るため、別紙「**教育活動時に配慮すべき事項（令和5年5月8日版）5月2日香取市ホームページに掲載**」にそって、教育活動を行ってまいります。つきましては、下記の事項について、ご協力くださるようお願い申し上げます。なお、国や県の通知、地域の感染状況等により、対応を変更することがあることをご了承ください。

記

Ⅰ 児童生徒または教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合

- (1) 学校保健安全法第19条の規定に基づき、季節性インフルエンザ等と同様に出席停止となります。新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある場合や感染の恐れがある場合も学校の判断により出席停止となります。
- (2) 感染が確認された場合、**発症日を0日目として5日間は外出を控える**ことを推奨します。
- (3) 上記(2)に加え、症状軽快後24時間程度が経過するまでは外出を控えることを推奨します。
- (4) 周りの方への配慮として、感染後10日間が経過するまでウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用や咳エチケットを心がけてください。
- (5) **家族等で感染者が出た場合、登校を控える必要はありません。**ただし、同居している家族が感染した場合は、7日目まではマスクの着用が推奨されます。

2 学校における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方について

- (1) マスクの着用の考え方
 - ①学校の教育活動においては、**マスクの着用を求めないことを基本**とする。
 - ②マスクの着脱を強いることがないようにし、児童生徒の判断を尊重します。差別や偏見がないようにご家庭でも指導をお願いします。
 - ③登下校時の混雑したスクールバス等の社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用や会話を控える事を推奨します。
※学校では、児童生徒間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導していきます。
- (2) 5類移行後の基本的な感染対策
 - ①家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ②適切な換気の確保
 - ③手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
※感染が落ち着いている平時では、これ以外の特段の感染症対策は必要ありません。
※新型コロナウイルス感染症への感染確認を目的とした登校前の健康観察は不要とします。

3 発熱時の対応について

- (1) 家庭で発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するようにお願いします。
- (2) 学校で児童生徒等に発熱の症状が見られる場合には、安全に帰宅の措置をします。また、症状がなくなるまで自宅で休養するように指導します。また必要に応じ、受診を勧め、状況を聞き取る場合があります。

4 学校への連絡

新型コロナウイルスに感染した場合は、学校への連絡を速やかに行ってください。また、感染状況が拡大している場合は、詳細な聞き取りをする場合がありますので、御協力をお願いします。

5 新型コロナウイルス感染が疑われる場合の相談窓口

日ごろ通院しているかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に御相談ください（直接、医療機関を受診せず、事前に医療機関へ電話で相談をお願いします）。相談先に困った場合は、**千葉県新型コロナウイルス感染症相談センター【電話0570-200-139】24時間対応（土日・祝日を含む毎日）**へ連絡してください。